平成２１年（フ）第１５３号
山口県岩国市岩国３丁目15番21号
債務者　村岡　民枝
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１５４号
山口県岩国市中津町３丁目８番72―103号
債務者　上谷　尚行
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１５５号
山口県岩国市由宇町南５丁目７番10号
債務者　徳重　　保
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１６２号
山口県岩国市黒磯町２丁目47番52―403号
債務者　中部　範行
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１６３号
山口県岩国市黒磯町２丁目47番52―403号
債務者　中部ゆかり
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１２２２号
神戸市中央区宮本通６丁目４番５号
債務者　松田　幸子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２２３号
神戸市中央区宮本通６丁目４番５号リッチビラ春日野305号
債務者　松田　　浩
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３７４号
神戸市灘区篠原中町６丁目１番20号第二篠原荘、前住所神戸市灘区篠原中町５丁目７番29号
債務者　深川　國夫
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３９０号
神戸市中央区港島中町６丁目２番地の１神戸パークシティ３号棟2201号
債務者　大野美津子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４９１号
神戸市北区有野台１丁目６番A12棟502号
債務者　久保田恵子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５６６号
兵庫県三田市南が丘１丁目31番29号、前住所兵庫県三田市小野1164番地583
債務者　尼﨑　健司
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５７９号
兵庫県三田市学園３丁目１番地　C棟302号
債務者　明石美智子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５８１号
神戸市長田区野田町５丁目２番11―701号、従前の住所神戸市垂水区青山台８丁目１番25―211号
債務者　カルテック神戸こと　梶　　正典
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５８２号
神戸市垂水区青山台８丁目１番25―211号
債務者　梶　由美子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６０５号
神戸市中央区楠町８丁目10番２―305号
債務者　岸田美智子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６２３号
神戸市北区花山東町２番24―102号
債務者　古寺内装こと　古寺　　豊
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６２９号
神戸市兵庫区今出在家町３丁目２番36号、従前の住所神戸市西区糀台５丁目１番地の１
債務者　世戸　　収
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部